

令和3年7月1日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和3年6月25日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要 .....	1

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

## 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、法人の事業税を課する事業に配電事業及び特定卸供給事業を追加するなど、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 法人税における連結納税制度の見直しに伴う改正

法人税において設けられている連結納税制度がグループ通算制度へ移行することに伴い、法人の県民税及び事業税の課税に関する規定について、所要の改正を行う。（第17条第1項、附則第8項から第11項まで及び附則第13項関係）

#### (2) 法人の事業税を課する事業の追加

電気事業法の一部改正により、新たな事業類型として配電事業及び特定卸供給事業が創設されることに伴い、法人の事業税を課する事業にこれらの事業を追加する。（第17条第2項、第18条第2項及び第3項並びに附則第15項関係）

#### (3) 電磁的記録等による帳簿の保存に係る承認制度の廃止

電磁的記録等による地方税関係帳簿の保存に係る知事の承認制度が廃止されることに伴い、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に備付け及び保存の義務を課している帳簿について、電磁的記録等による備付け及び保存を行う際の知事の承認を要しないこととする。（第35条関係）

### 3 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

令和4年4月1日。ただし、2(3)及び3(2)エについては、令和4年1月1日。

#### (2) 経過措置

ア 2(1)は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び事業税について適用する。

イ 令和4年4月1日前に開始した事業年度分及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税並びに同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、改正前の2(1)の規定は、なおその効力を有する。

- ウ 2(2)は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- エ 2(3)は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。